

～ 平成 28 年 9 月静岡県議会定例会 に対する質問 ～

質問者： 東堂 陽一 議員

質問日：2016/9/30 2 番目

会派名：自民改革会議

1 地方創生の実現に向けた規制改革について ○ 地方版規制改革会議

答弁者： 政策企画部長

質問要旨： 本県では、“ふじのくに”規制改革会議を設置することとし、県民からの規制改革に関する提案を広く募集している。

国の法律、政令、省令、通達、地方公共団体の条例、規則、要綱などに定められた規制は、制定当初はその必要性・有益性が認められていたものであるが、その後の社会構造や経済情勢等の変化に応じてその役割、影響も変化し、事業者や個人の活動の妨げとなってしまう場合がある。

国では、数次にわたり規制改革の調査審議機関での審議が行われ、県においても、行政改革の一環として、あるいは産業成長のために規制改革に取り組んできたが、社会情勢は刻々と変化するものであり、規制を見直すことにゴールはない。

規制改革の本丸は国の法令や通達であると思うが、地方公共団体の条例等に

ついでに規制改革も地方創生を進めるために効果的であり、“ふじのくに”規制改革会議による県や市町の取組に期待しているところである。地方創生の実現に向けた規制改革にどのように取り組んでいくのか、県の所見を伺う。

答弁内容： 地方創生の実現に向けた規制改革についてお答えいたします。

地方版規制改革会議についてであります。地方創生を実現するためには、地域の創意工夫による先進的な施策の推進と、民間等のニーズに即応した規制改革を両輪で進めていくことが必要でございます。全県を挙げて規制改革に取り組むため、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」の本部会議、それから5つの圏域ごとの「地域会議」の分科会組織としまして、県と全市町が参画することになります。「ふじのくに”規制改革会議」を設置することにいたしました。

本年5月27日には、県民の皆様から広く規制改革に関する提案を募る窓口を設置しました。そして、提案を促すため県・市町の広報誌による周知に加え、経済関係団体や観光・旅行業界、大学等の80余の関係団体に積極的に提案を呼びかけてまいりました。その結果、土地利用の申請手続きの簡素化や許可基準の見直しなど、20件を超える提案を頂いておりまして、現在、県・市町とそれぞれの所管セクションで、提案内容の検証等を進めているところであります。

今後、11月を目途にいたしまして、各界各層の有識者や、提案内容に精通する

専門家の皆様で構成する規制改革会議を開催いたしまして、具体的な提案への対応につきまして、御審議いただきたいと考えております。県・市町は、審議の結果を真摯に受け止め、制度改正等の規制改革に積極的に取り組んでまいります。

今後とも、経済関係団体をはじめとする様々な機関、団体への働きかけを一層強化し、県民の皆様からの提案の更なる掘り起こしに努めるとともに、県・市町が一体となって、規制や制度の不断の見直しに取り組んでまいります。

以上であります。

2 内陸のフロンティアの推進について

答弁者 : 知事

質問要旨 : 私の地元である掛川市では、八つの推進区域の指定を受けて、工業団地や6次産業化施設等の設置のほか、住宅団地の整備等を並行して進めている。これらの取組は、人口減少が進む中、働く場を設け、人の流れを呼び込むものであり、今後、地域が活性化し、発展していくための礎として大いに期待している。

この実現に当たっては、特に、複数の推進区域の指定を受け、多岐に渡る分野に取り組む市町の場合、人的、財政面等での県の支援は欠かせないものと言える。

現行の推進区域に対する支援策として、財政支援や金融支援などで、市町の取組の具体化を後押ししているが、何らかの理由で計画より遅延することがあり、主体で

ある市町だけでなく、県も、一緒になってその課題に対応することが求められる。

今後、「内陸のフロンティア」を拓く取組の具体化に向け、県は、どのように支援していくのか伺う。

答弁内容： 東堂議員にお答えいたします。内陸のフロンティアの推進についてであります。

内陸フロンティア推進区域の指定につきましては、この11月には、第6次の指定が行われ、35市町全てで区域が指定される見込みであります。このうち、掛川市は、既に、新たな産業の集積や、豊かな暮らし空間の創出などをテーマとする、8つの推進区域の指定を受けているのは議員御指摘のとおりであります。

掛川市の推進区域のうち、「森の防潮堤づくり」は、去る6月に、900人もの住民が植樹に参加するなど、「掛川モデル」として知られ、地域が一体となった安全・安心な地域づくりに向けた取組が進められております。私も一度、宮脇昭先生お元気な時に御一緒に参りまして、市民の運動に対する参加意識の高さに感銘を受けました。また内陸側の方々も山を守っていらっしゃる方々も沿岸部の整備に加わっておられまして、上流と下流が一体になっているという素晴らしい取組であると認識しております。この先導的なモデルに対し、県では、市が行う海岸防災林の嵩上げに合わせ、景観に配慮した植栽を嵩上げ箇所に行うなど、協働して整備を推進しているところです。

一方、遅れが見られる工業団地の整備につきましては、開発事業者や進出企業の

確保を図らねばなりません。去る7月、県と市が連携いたしまして、県内の建設会社や金融機関向けの事業説明会を開催し、事業参入を促進するとともに、現在、首都圏・中京圏での、企業立地セミナーや展示会での積極的なPRに取り組んでいるところであります。

私どもといたしましては、進出企業の用地取得費への補助、建物・設備投資に対する融資、7月に創設いたしました本社機能の移転・拡充に関する税制の優遇措置などの財政面から支援をしておりますけれども、これに加えまして関係部局が連携した市町の土地利用調整に対する助言・指導などの技術的支援にも努めているところであります。

さらに、工業団地の造成や企業誘致等を戦略的に進めるため、新たに企業局に国内産業振興プロジェクトチームを設置いたします。企業立地や内陸フロンティアの推進などを部局横断的に取り組む体制を強化するのが目的です。

今後とも、全庁一丸となりまして、市町と一層の連携を図り、県内全域にわたる、防災・減災と地域成長等を両立する魅力ある地域の形成を目指した内陸のフロンティアを拓く取組を推進することにより、「安全で安心で、安全で安心できる魅力ある、美しく、強く、しなやかな理想郷“ふじのくに”の実現」に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、関係部局長から御答弁を申し上げます。

3 地域農業の振興について

答弁者 : 農林水産戦略監

質問要旨 : 国の「新たな食料・農業・農村基本計画」では、農業の成長産業化を促進する「産業施策」と、農業・農村の多面的機能を促進する「地域政策」が進められている。

県は、「経済産業ビジョン」で、ビジネス経営体を核とした農業構造の構築を掲げ、さらに本年度の重点的取組で農林水産業の強化として、攻めの農業を推進している。

一方、ファーマーズマーケットへの出荷や野菜等の産地を支える農家も多く存在し、地産地消や農地の保全などの様々な面で、小規模な農家が地域農業に果たしている役割は大きいと考えられる。

国内外における農業分野の競争はますます激化し、農業の構造改革がより一層求められている中、地域農業の持続的発展のためには、ビジネス経営体の育成とあわせ、小規模な農家への視点を含めた施策が必要と思われるが、今後、県では新たな農政の展開をどう進めていくのか伺う。

答弁内容 : 地域農業の振興についてお答えいたします。

小規模な農家と言いましても定まった定義があるわけではございませんけれども、例えば、昨年行われました農林業センサス、この結果で、販売金額が300万円未満、こちらを小規模な農家としてみますと、本県の農家全体の約7割を占めていらっしゃいます。こうした方々をどうして県として対処していくかは農政の重要な課題であると考えております。この方々の中には、生産者御自身が、あるいは生計を1つにされている他の世帯員の方々が農業以外に収入を得ている、そういったような方々も含まれておると考えておまして、こういった方々が農業を継続していくのはさほど難しいことではないのかなと考えております。他方、農業が唯一の、あるいは主な収入の道であると、こういったような方々でございますと、なかなか300万円未満という、そういった販売金額では、生計を維持していくことは難しいと言わざるを得ない、そのような状況かなという風に認識しているところでございます。こうした方々に農業を継続していただくには、やはり生産性の向上を何らかの形で図っていくしかないのかなという風に思っているところでございます。

ビジネス経営体ということで、県は農政を進めておりますけれども、その経営体のみが儲けていただくということではなくて、地域の中核として、その地域の農業を引っ張っていただく、そのようなことも我々は狙っておるところでございます。例えば、県内の茶産地では、農業法人、こちらの方が地域の小規模な生産者の方々から、例えば摘採用のような労働負担が大きいもの、こちらを法人が受託をしまして、他方でその法人がまとめて

品質管理を行ったり、ブランド管理を行う、こういったような形で、小規模な生産者も農業法人と一体となって農業を継続していらっしゃる。こういった例もございます。また、さつまいもの6次産業化に取り組んでいらっしゃるビジネス経営体の方が、小規模な生産者と協同組合を設立いたしまして、安定した生産量と販路を確保している、そういった例もございます。こういった例が、もし小規模な方々が単独で行おうとしてもなかなか難しいようなことを、ビジネス経営体一体となってやっている例かなということでございます。

また、中山間地等で、こういった規模拡大、ビジネス経営体と連携した生産性の向上、こういったようなものが困難な地域もございます。そういったようなところでは、観光や直販などによる収益の拡大でございますとか、もしくはその昔ながらの集落というものが維持し難くなっている中で、新しい助け合いの仕組みを何とか作れないか、こういったようなことで、農業の継続を目指していくことも我々としては考えているところでございます。現在、県では7地区で「美しい茶園でつながるプロジェクト」というものを進めておりますけれども、こちらにおきましてはこのような地域活性化のモデルといたしまして、茶園の景観というものを軸に据えまして、地域住民御自身によって連携を強化していただいたり、観光等の資源の掘り起こしを進めていただいているところでございます。

県といたしましては、今後も、このようなプロジェクトの成果や先駆的な取組を県内に広めまして、ビジネス経営体や小規模な生産者の方々が連携をして生産や販路を拡大し、所得の向上や農業経営を発展させる、そういったようなことによって、地域農業が

持続的に続いていくようなそういったように努めてまいりたいと考えております。

4 放射線・放射能の状況とモニタリング体制の強化について

答弁者 : 危機管理監

質問要旨 : 平成23年3月の福島第一原発の事故では、多量の人工放射性物質が放出された。

その影響に対し、県は、可搬型モニタリングポストを設置する等、環境中の放射線・放射能を測定し測定結果を速やかに公表、県民の不安の解消に努めた。

事故から約5年半を経過したが、本県における環境放射線・放射能の状況について、県の所見を伺う。

一方、県は、原子力災害対策重点区域の拡大や防災資機材の増設など、原子力防災体制を強化してきた。

国の原子力災害対策指針や、県の策定した広域避難計画では、原子力発電所の緊急事態の発生時に住民避難の範囲等は空間放射線量率の測定値に基づき決定されることから、さらなる体制強化が必要と考える。

今後、県はどのように環境放射線モニタリングの体制強化を図るのか伺う。

答弁内容 : 放射線・放射能の状況とモニタリング体制の強化についてお答えいたします。

県では、浜岡原子力発電所周辺において環境放射能調査を実施しており、その結果については、専門家による評価を経て公表しております。

福島第一原子力発電所の事故による影響は、時間の経過とともに低下してきており、昨年度の測定結果では、空間放射線の値が事故前10年間の最大値を一度も超過しませんでした。1年間の被ばく量を試算した値も、現在、公衆の年間被ばく線量限度である1ミリシーベルトを大きく下回る0.001ミリシーベルト未満と評価され、健康に関して心配するレベルにはない状況です。

一方、県が昨年度に策定した広域避難計画では、U P Z圏内で住民避難の単位となる88の区域を定め、空間放射線量の実測値により区域ごとに避難の必要性を判断することとしています。このうち、既に52区域分の測定器を整備しており、残り36区域分についても今年度中に整備するなど、緊急時のモニタリング体制の充実を図っております。

また、平常時のモニタリングについても、県、藤枝市をはじめとするU P Z圏内5市2町及び中部電力の間で締結した安全協定に基づき、新たに参画する5市2町と協力して環境放射能調査を実施するなど、環境放射線モニタリング体制の一層の強化を図ってまいります。

5 里親制度の推進について

答弁者 : 健康福祉部長

質問要旨 : 様々な理由により家庭での養育が困難な子どもを家庭に迎え入れて養育を行っていただく里親制度は、子どもの健全な育成を図る上で、大変有意義な制度である。

我が国の社会的養護における里親等委託の割合は、平成 26 年度末現在、全国で 16.5 パーセントに止まっている。本県では、その割合は 27.2 パーセントと全国的にも高い水準にあり、高く評価している。

委託児童の中には、虐待経験等の生い立ちから様々な問題を抱える子どもも多く、里親の方々の負担は大きく、子育てに悩みや不安を抱える里親も多いと伺っており、こうした里親へのサポートは大変重要である。

今般の児童福祉法の改正においても、国・地方公共団体の責務として、子どもが家庭で適切な養育を受けられない場合は、里親等家庭と同様の環境における養育を推進すること等が明記された。

そこで、今回の法改正も踏まえ、県として、里親委託の推進にどのように取り組んでいくのか伺う。

答弁内容 : 里親制度は、家庭での養育が困難になった子供を健全に育成する上で効果的な制度であります。本県では、これまでも里親委託を積極的に進め、制度の普及は全国的にも高い水準にあります。今回の児童福祉法の改正では、施設入所に優先して里

親委託の推進が明確にされたことを踏まえ、より一層里親委託を推進してまいります。

県では、里親制度の推進のため、里親制度に係る講演会や里親を希望する方との交流会などを開催し、社会的養護における里親の意義や重要性について理解の促進を図っております。また、市町広報紙での活動内容の紹介や新たに里親を希望される方への説明会の開催など、様々な面からの広報啓発を行い、より多くの方に里親になっていただけるよう取り組んでおります。

里親制度を充実していくためには、里親の不安解消や孤立化を防ぐことによって、里親を支えていくことが重要であります。このため、児童相談所において、里親家庭への訪問相談や養育技術の研修など、家庭と同様の環境を提供できるよう個々の状況に応じた丁寧できめ細かな支援を行っております。また、里親会をはじめ、児童家庭支援センターや民間の子育て支援団体等とも連携し、子供一人ひとりの支援計画を策定するなど、里親家庭で暮らす子供が日々健やかに成長していけるよう努めてまいります。

県といたしましては、今後も様々な理由により家庭を離れて暮らす子供の健全な育成のため、里親制度の推進と充実に努め、全ての子供が笑顔で喜びや希望を持って暮らせる“ふじのくに”づくりに取り組んでまいります。

6 子供の貧困対策について

答弁者 : 吉林副知事

質問要旨： 経済的な理由で普通の生活を送ることが難しい「相対的貧困」は外からわかりにくい

面があるが、子供に与える影響は大変大きいものがある。その影響は大人になっても続き、さらに次の世代にまで及ぶことが問題となっている。

貧困の連鎖を断ち切るためには、問題を抱える家庭や子供をできるだけ早期に発見し、地域において適切な支援につなげていくことが重要である。

また、子供たちが孤立せず、自らの将来を諦めることなく、前向きに切り拓いていくためには、子供への直接的な支援にも取り組む必要がある。

県では、平成28年3月に「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定し、スクールソーシャルワーカーの全市町配置や生活保護世帯の子どもの高校進学率向上などを数値目標としているが、市町や関係団体とも連携して、計画を着実に推進していくことが求められる。

県として、これらの目標を達成するため、どのように取り組んでいるのかを伺う。

答弁内容： 子供たちは、将来を担う社会の一番の宝であります。その子供たちの未来が、生まれ

育った環境によって左右されることがあってはならないものであります。また、世代を超えた貧困の連鎖をなくすことは、社会全体の重要な責務であると認識をしております。

県では、子供の貧困対策を総合的に推進するための基本方針となる「静岡県子どもの貧困対策計画」を策定いたしまして、教育の支援や生活の支援などの様々な施策

に取り組んでおります。

貧困の連鎖から子供たちを救うためには、課題を抱える子供を早期に発見し、適切に対処する必要があります。県では、既に全市町に配置しておりますスクールソーシャルワーカーを更に充実をいたします。また、各地域において、相対的貧困も含めた子供の貧困について真摯に考え、取り組むための研修会を開催いたしますなど、関係機関との連携を深めまして、生活に困窮している家庭や子供の早期発見と早期支援に努めることによりまして、地域全体で子供を貧困から守ることとしております。

また、教育は、子供たちの持つ可能性と能力を高め、貧困の連鎖を断ち切る上で、大きな力を授けます。家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が、教育をしっかりと受け、必要な知識を身に付けて、就労し、自立していくことが重要であります。このため、県といたしましては、学校教育を中心に「確かな学力」の向上を図りますとともに、放課後子ども教室の実施や、生活に困窮する世帯を対象に、通所型や合宿型の学習教室を開催しております。こうした取り組みによりまして、学習することの楽しさや喜びを教えるなど、全ての子供たちに均等な学習機会を提供し、学習意欲の向上を図ってまいります。また、保護者に対しましては、子ども健全育成支援員による修学についての相談援助を行うなど、高等学校等への進学率の向上に努めてまいります。

さらに、ひとり親家庭の子供が安心して過ごすことができる放課後の居場所づくり、

子供から高齢者まで気軽に触れ合える居場所づくりなどを進めまして、現在、居場所は、100か所を超えております。今後とも、子供たちを温かく見守るための環境整備に積極的に取り組んでまいります。

県といたしましては、計画目標の達成に向けまして、行政と関係機関が一丸となって、子供への直接的な支援を含め、多面的な子供の貧困対策を着実に進め、「子育ては尊い仕事」という理念の下、社会全体で、未来を担う全ての子供たちが夢と希望を持って健やかに成長していける地域の実現を目指してまいります。

7 自動車運転代行業の適正な運営について

答弁者 : 交通基盤部長

質問要旨 : 自動車運転代行業は、飲酒した客に代わり客の自動車を運転し、客と自動車を自宅まで送り届けるサービスを提供する事業であり、昨年の全国における飲酒運転事故件数を法律制定前の平成13年と比較すると、5分の1にまで減少するなど、運転代行業が飲酒運転根絶に大きく寄与していると考えられる。

しかし、全国では運転代行業者が客の車両を運転中に起こした交通死亡事故が毎年発生し、法律制定前と変わらない状況にあること、また、県民から、不適切な料金設定を行っている運転代行業者や乗務員への安全教育、車両のメンテナンスなどを疎かにしている運転代行業者がいるとの意見が寄せられるなど、運転代行業者の規

範意識の低下が危惧される。

そこで、県民が安心して運転代行業を利用するためには、運転代行業者の安全対策の向上や適正料金の設定に向けた取組など、運転代行業の適正な運営を行うことによる運転代行業の信頼性の向上が不可欠と考えるが、県ではどのような取組を行っているのか伺う。

答弁内容： 自動車運転代行業の適正な運営を図るための取組についてお答えします。

県内の飲酒運転による交通事故が、道路交通法の改正による効果や県民の飲酒運転根絶機運の高まりにより、年々減少する傾向にある中、昨年、県内で自動車運転代行業者が業務中に起こした人身交通事故は22件と、ほぼ横ばい状態にあることから、代行業者の適正な運営についての指導・監督が、これまで以上に必要であると認識しております。

自動車運転代行業の業務開始に際しては、安全対策の向上や利用者の保護の観点から、公安委員会と連携して法令の基準に合致していることを確認し認定を行うとともに、毎年全ての代行業者への立入検査を行っておりますが、代行業者に対して実施している講習会等を通じて交通関係法規の遵守を徹底するなど、さらに規範意識の向上に努めてまいります。

また、適正料金の設定につきましては、本年4月に国土交通省から料金制度に関

するガイドラインが示されましたので、全ての代行業者にこのガイドラインを通知したところであり、今後も、講習会等のあらゆる機会を通じて代行業者へ、その内容を周知徹底してまいります。

県といたしましては、自動車運転代行を安心して利用できるよう、適正な運営を指導し、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。